

## 平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
	<b>【基準年次：平成 1 2 年 3 月 評価総括年次：平成 1 7 年 3 月】</b>		
	<b>達成目標 1</b>		
	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		
<b>指標</b>	在留資格及び在留資格に係る基準の見直し、手続等の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況	<b>目標値等</b>	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>基本的考え方</b>	<p>出入国管理行政の重要な任務の一つは、国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することを目的として、我が国社会にとって有益である外国人を受け入れることにあり、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、このような外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための施策を講じる必要がある。</p> <p>近年、通信・運輸手段の発達と経済システムの自由化が進行したことに伴う経済のグローバル化によって、外国との競争が激化しているほか、情報通信技術の発達により産業構造が変化し、より高度な専門性を有する人材を確実に確保したいという社会のニーズが高まるとともに、経済活動上の規制緩和推進の流れにより、企業活動がより多様性を求めるようになるなど、一層柔軟な人的資源の活用が望まれている。このような状況において、専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れに関しては、社会情勢の変化に応じ、内外の気運の高まりが認められる分野、例えば情報通信分野における外国人労働者等について、円滑かつ適正に受け入れるための条件及び環境を確保しつつ、人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していくべく、これらの分野における外国人労働者の受入れに対応する上陸許可基準、在留資格の見直し等を行うなど、受入れの拡大について積極的に検討していく。</p> <p>以上のとおり、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現すること（達成目標）により、我が国の外国人労働者の受入れに係る社会のニーズに応え、また、経済面のみならず文化面における交流を活発化させ、国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す（基本目標）ことができる。</p> <p>なお、「外国人の円滑な受入れ」という施策については、出入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成 1 5 年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標</p>		

	としている。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>1 我が国の経済状況の変化に伴う専門的、技術的分野における労働者（特に外国人）の需要の変動</p> <p>2 諸外国の経済状況の変化に伴う専門的、技術的分野における労働力の供給の変動</p> <p>なお、上記1及び2は、各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成16年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成15年度の政策評価に当たっては、達成目標の実現に向けて講じた施策の内容及び実施状況を指標とし、これらの状況を分析することにより、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
評価の内容	<p>1.平成15年度に講じた施策(内容及び実施状況)</p> <p>(1)外国人IT技術者の一層の受入れに向けた法務省告示の一部改正</p> <p>平成12年に制定された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）に基づき、我が国の高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指した各種施策が検討・実施されているところ、平成13年の法務省令の改正により、情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人は法務大臣が告示をもって定める試験のいずれかに合格し、又は資格を有している場合には、「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わずに入国できることとして、外国人IT技術者の上陸許可に係る要件を緩和した。その後、平成13年度に、我が国の実施する情報処理技術に関する試験に加えてシンガポールの機関が認定する情報処理技術に関する資格取得を、平成14年度に、韓国の機関が認定する資格の取得者及び中国の機関が実施する試験の合格者を上記上陸許可基準の特例措置の対象に加えた。</p> <p>平成15年度においても、この特例措置の対象となる資格をさらに拡大し、平成15年5月30日付け法務省告示において、フィリピン・日本情報技術標準試験財団（JITSE Phil）が実施する基本情報技術者試験及びベトナム情報技術試験訓練支援センター（VITEC）が実施する基本情報技術者試験の合格者を新たに上記上陸許可基準の特例措置の対象とした。</p> <p>(2)構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）による入管法の特例措置等</p> <p>ア 外国人研究者の在留期間の伸長等</p> <p>近年の産学連携の強化等により、質の高い研究開発の推進及び当該研究開発の成果を実用化し創出された新規事業による産業の活性化及び経済の活性化を図る地域が増加している。このような地域においては、海外の優秀な研究者に対する需要及び来日した外国人研究者の研究活動の成果により、新規事業が創出され、地域及び国の経済活性化の起爆剤となることへの期待が高まっており、こうした動きを背景に外国人研究者に係る活動範囲の拡張及び最長の在留期間の伸長等が求められていた。</p> <p>これを受けて、特区法において入管法の特例措置を設け、平成15年4月1日から、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において所在する研究施設等において、研究活動や当該研究活動と併せて経営活動を行お</p>

うとする外国人研究者について、在留資格変更許可を受けることなく「特定活動」の在留資格を付与することを可能とし、また、この場合における在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置を講じた。

イ 特定事業等に係る入国・在留諸申請の優先処理

平成15年4月1日から、特区内の特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請について、専用窓口を設けるなどして、他の案件より優先して処理することとした。

ウ 特定事業等に係る永住許可の弾力化

平成15年4月1日から、特区内の特定事業等に係る外国人で我が国への貢献があると認められる者については、永住許可に必要な在留要件を5年以上から3年以上に短縮する措置を講じた。

エ IT技術者の在留期間の伸長

平成15年10月1日から、特区内の事業所において活動する情報処理技術者について、在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置を講じた。

(3) 「構造改革特区の第二次提案に対する政府の対応方針」を受けた対応

ア ソムリエに関する実務経験要件の緩和

平成16年2月27日の法務省令の改正により、いわゆるソムリエに関する「技能」の在留資格に係る上陸許可基準である10年の経験年数要件を5年に短縮する措置を講じた。

イ 外国人医師の診療場所の拡大

平成16年2月27日の法務省令の改正により、医師等の確保が困難な地域における外国人医師等が診療業務を行おうとする稼働先について、従来の「診療所」に加えて「病院」にも拡大する措置を講じた。

(4) 在留資格認定証明書交付手続の迅速化等

企業活動の国際化、複雑化に伴い、高度な技術を有する外国人の雇用や企業内における転勤が増加し、これらについて迅速な手続が求められている。

こうした企業等のニーズを踏まえ、問題のない優良な企業については、在留資格認定証明書交付申請に係る手続の迅速化・簡素化措置を講じた。

(5) 永住許可要件の明確化

5年以上の在留実績がある者で我が国への貢献が認められて永住が許可された事例及びこれが認められず不許可とされた事例を法務省のホームページにおいて公開し、永住許可要件の明確化を図る措置を講じた。

---

## 2. 評価結果

(1) 外国人IT技術者に係る告示の改正により、従来は「技術」に係る上陸許可基準に適合せず、我が国への入国が認められていなかったフィリピン及びベトナムの機関が実施する試験の合格者が我が国への入国を認められることになり、また、特区法に基づき外国人IT技術者に係る在留期間の伸長等の特例措置を講じたことなどにより、専門的、技術的分野の外国人労働者のより一層円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができた。

なお、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する外国の試験等については、各国との相互認証の進展を踏まえ、必要に応じて見直し、拡大を図っていく予定であるところ、平成16年3月31日現在においても、ミャンマー及び台湾との相互認証を踏まえ、特例措置の対象に含めるか否かにつき検討しているところである。

(2) これらの分野以外においても、専門的、技術的分野と評価し得る外国人労働者の受入れについては、社会のニーズを見極めた上、外国人の入国・

	<p>在留が我が国社会に悪影響を与えることなく、かつ、当該外国人がより機動的に活躍できるよう、在留資格の整備や上陸許可基準を見直すなどして、積極的な受入れを図っていく必要があり、平成15年度においては、特区法に基づく入管法の特例措置により、特区内の研究施設等における外国人研究者が研究の成果を利用して事業経営を行うことなどが可能となったほか、永住許可要件の明確化・弾力化により、我が国で長期活動を希望する有益な専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>(3) 今後も、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極め、不法滞在等の防止に留意しつつ、社会のニーズ等に応える外国人の円滑かつ適正な受入れを図るための施策を実施していく必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
備 考	

## 平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
	<b>【基準年次：平成 1 2 年 3 月 評価総括年次：平成 1 7 年 3 月】</b>		
	<b>達成目標 2</b>		
	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		
<b>指標</b>	適正な管理を確保した上での手続等の一層の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況、研修生等の適正な在留の把握や指導の状況	<b>目標値等</b>	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>基本的考え方</b>	<p>出入国管理行政の重要な任務の一つには、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、我が国社会にとって有益である外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための施策を講じることが挙げられるが、その目的は国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することにある。</p> <p>我が国が実施している研修・技能実習制度は、外国人研修生に就労活動ではない学習である「研修」と雇用関係の下での技術等の修得である「技能実習」の双方を修得させることを通じて、開発途上国へ効果的な技術移転を図り、これらの国々等の経済発展を担う人づくりに協力・貢献することが先進国である我が国の責務であるとの観点から、社会の各方面の期待を担って創設、運営されてきたものであり、制度のより一層の充実を図る必要がある。</p> <p>しかし、同制度が定着・発展を見る一方で、研修生・技能実習生の研修先からの逃亡等様々な問題が発生し、その背景には受入れ機関及び研修生等関係者が研修・技能実習制度の趣旨を十分に理解していないことが挙げられる。また、技能実習制度へ移行可能な職種が限定されているため、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生や、研修生を受け入れて技術を修得させることにより海外における事業展開の基礎を築きたいとする受入れ機関の要望に十分に応えられていないとの指摘もある。このような現状を踏まえ、現行の研修制度・技能実習制度を見直し、関係省庁と連携の上、受入れ機関及び研修生等関係者に対する指導・啓発、技能実習対象職種（注）の拡大等の施策を講じて、研修及び技能実習制度の一層の適正化及び充実を図る。</p> <p>以上のとおり、研修生・技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現すること（達成目標）により、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指すこと（基本目標）ができる。</p> <p>なお、「外国人の円滑な受入れ」という施策については、出入国管理行政は</p>		

外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成15年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標としている。

(注) 技能実習対象職種

技能実習対象職種は、その対象技能が公的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するという要件を満たさなければならない。技能の公的評価は、職業能力開発促進法で定められている技能検定や、国際研修協力機構が認定した評価システムの試験によっている。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

1 我が国の経済状況の変化による外国人研修・技能実習生の受入れ希望機関連数の変動  
 なお、上記1は各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。

測定方法等

1. 測定時期：平成16年3月31日

2. 測定方法等

平成15年度の政策評価にあたっては、達成目標の実現に向けて講じた施策（技能実習移行対象作業の拡大、特区における特例措置、「いわゆる団体監理型」研修における実態把握等）の実施状況を指標とし、これらの実施状況を分析することにより、研修生・技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。

評価の内容

1. 平成15年度に講じた施策（内容及び実施状況）

(1) 技能実習移行対象作業の拡大

平成5年に創設された技能実習制度については、創設当初、滞在期間が「研修期間と合わせて2年以内」、対象職種が17種類34作業であったのに対し、平成9年には、滞在期間を「研修期間と合わせて3年以内」に延長したほか、その対象職種についても、平成14年には62種類112作業にまで拡大した。その後、「定置網漁業」について、研修送出国、受入れ機関や関係業界から技能実習への対象作業とするよう強い要望がなされたことから、平成15年度においては、関係省庁と協議を行った上、これについても技能実習への移行対象作業に追加し、評価時期の時点では、技能実習対象職種は62職種113作業にまで拡大している。

技能実習移行対象職種・作業は別添のとおりである。

技能実習移行対象職種・作業の拡大状況

年	平成5年	平成6年	平成7年	平成10年	平成12年
職種数	46(17)	47	53	55	59
作業数	74(34)	75	84	86	106

年	平成14年	平成15年
職種数	62	62
作業数	112	113

( )は技能実習制度創設時の職種・作業数

(2) 推薦研修制度の廃止等

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に従って、法務大臣の承認を得て財団法人国際研修協力機構(以下「JITCO」という。)が推薦する研修は平成15年度末に廃

止されたが、これまで JITCO の推薦を受けて研修生を受け入れてきた研修事業で法務大臣が適正と認めるものについては、新たに受入れ機関ごとに個別に法務省告示をもって定めることとし、申請人がその告示をもって定める研修を受ける場合、受入れ機関が受け入れることができる研修生の人数枠等について特例を認めることとした。

なお、これまで JITCO に委託していた技能実習希望者の在留状況の調査及び評価についても、上記改革実施計画に従い、平成 16 年度から入国管理局が実施することとした。

(3) 特区における特例措置

平成 15 年 10 月 1 日から、特区内に所在する所要の要件を満たす事業所において、実務研修を含む研修を受けようとする外国人研修生につき、その受入れ人数枠を緩和するための特例措置を講じた。

(4) 「いわゆる団体監理型」研修における実態把握

いわゆる団体監理型（受入れ企業と派遣機関とに取引関係等はないが、商工会・協同組合等の団体が監理することで受入れが認められている研修）による研修生受入れ、とりわけ問題が多く見られる中小企業団体の中で、異業種の組合における研修の実施体制等が疑問視されていることから、全国の中小企業経友会事業協同組合、民間企業の関与している受入れ機関等を中心に実態調査を実施した結果、研修生の所定時間外の活動、名義貸し及び研修計画の齟齬等不適切な研修・技能実習事案が判明した 92 の受入れ機関に対して不正行為認定した。

(注) 不正行為認定の受入れ機関における研修は、上陸許可基準の要件に適合しないこととなる。

## 2. 評価結果

(1) 平成 15 年度においては、上記 1 (1) のとおり、研修生送出国のニーズ等を踏まえ、技能実習移行対象職種は 62 職種 113 作業に拡大し、その施策によって、従来は、研修から技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった外国人が技能実習を行うことを可能とした。

また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に従い、平成 15 年度末に推薦研修制度を廃止したが、外国人研修生の円滑かつ適正な受入れを実現する観点から、一定の条件の下で引き続き当該研修を研修生の受入れ人数枠等の特例の対象とすることとした。このほか、特区における特例措置を講じたことなどにより、外国人研修生の円滑な受入れを図ることができた。

他方、「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施し、上記 1 (4) のとおり、不正行為認定を行うことなどにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができた。

なお、技能実習生に係る在留資格「特定活動」をもって在留する者の外国人登録者数は、平成 15 年 12 月 31 日現在、46,352 人で、5 年前の平成 10 年 12 月 31 日における 15,486 人の 3 倍近くとなっており、技能実習制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。

### 在留資格「特定活動（技能実習）」に係る外国人登録者数

年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
登録者数	15,486	19,740	24,917	32,822	41,196	46,352

(2) 研修及び技能実習制度の適正化及び拡充をより一層図るため、平成 15 年度中に実施した実態調査の結果等も踏まえ、入国管理局では、研修・技能実習制度の見直しや、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する

	<p>研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習対象職種の拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。</p> <p>また、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいとの指摘もあることから、技能実習制度に基づく在留資格であることを明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な法改正についても、引き続き検討している。</p>
見直しの有無	特になし
備 考	

# 技能実習移行対象職種(62職種113作業)

2004年3月31日現在

## 1 農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
畜産農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

## 2 漁業関係(1職種7作業)

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業

## 3 建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
建設機械施工 *	締固め作業

(参考) ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

## 4 食品製造関係(6職種11作業)

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
加熱性水産加工食品製造業 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業

注) \*の職種は、JITCO認定職種

## 5 繊維・衣服関係(9職種15作業)

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転 *	合撥糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編ニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
	布はく縫製
	ワイシャツ製造作業

## 6 機械・金属関係(15職種28作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鑄物鑄造作業
	銅合金鑄物鑄造作業
鍛造	軽合金鑄物鑄造作業
	ハンマ型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
電気機器組立て	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造作業

## 7 その他(8職種16作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
	書籍製本作業
製本	雑誌製本作業
	商業印刷物製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業

## 平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
	<b>【基準年次：平成 1 2 年 3 月 評価総括年次：平成 1 7 年 3 月】</b>		
	<b>達成目標 3</b>		
	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		
<b>指標</b>	留学生等の受入れ促進のための施策や文化、スポーツ等を通じた交流促進のための施策の内容及び実施状況、留学生等の適正な在留の把握や指導の状況	<b>目標値等</b>	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>基本的考え方</b>	<p>学術・文化・青少年交流は、いずれも国際社会における相互理解、協調意識の醸成に役立つものであり、次の時代の国際交流を担う外国人の青少年に我が国の理解者を得ることは、今後の我が国の国際的な発展（国際協調と国際交流の増進）の大きな力となるものである。特に、将来我が国及び母国における活躍が期待される留学生、就学生については、その受入れを一層積極的に図っていくことが望ましい。また、このような観点から、関係省庁と協力し、スポーツ、イベント、ワーキングホリデー制度（二国間の協定に基づき、一定期間休暇を過ごすことを目的として在留する青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に報酬を受ける活動を認める制度）を通じた交流を支援するため、これら分野における外国人について、積極的に受け入れるとともに、学術・文化・青少年交流の目的でない外国人の入国・在留を排除できるよう円滑かつ適正な入国・在留が可能となるような施策を講じる。</p> <p>なお、留学生、就学生の中には我が国での就労を目的として入国する者が少なくないほか、教育機関による学生の在籍管理が不十分なため、留学生、就学生が学業を継続できなかつたり、アルバイトのみを行っている等の問題も生じていることから、適正な入国・在留の観点から、関係省庁と協力の上、入管法令等による外国人学生の受入れの在り方の改善と留学生を受け入れる学校側の教育環境の整備等を通じて、その積極的な受入れを行っていくとともに、外国人学生の在留の適正化に資するため、教育機関への指導方法についても検討していく。</p> <p>以上のとおり、留学生、就学生等の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ること（達成目標）により、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指すこと（基本目標）ができる。</p> <p>なお、「外国人の円滑な受入れ」という施策については、出入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が実</p>		

	<p>施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成15年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標としている。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>1 国際情勢の変化に伴う海外渡航者数の変動 2 我が国の経済状況の変化による受入れ機関数の変動 なお、上記1及び2は各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成16年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 平成15年度の政策評価においては、達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況（「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化のための措置、教育機関に対する指導、日本語教育機関の告示の改正等）を指標とし、これらの実施状況を分析することにより、学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成15年度に講じた施策（内容及び実施状況）</p> <p>(1) 留学生，就学生に係る適正化等の措置</p> <p>ア 「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化 留学生，就学生の入国・在留審査に当たっては、学生の在籍管理が適正に行われている教育機関からの申請については、できる限り提出書類の簡素化を行うなど、教育機関の在籍管理能力に応じた取扱いを推進し、留学生，就学生の円滑かつ適正な受入れの促進を図っているところ、近年、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあり、また、留学生や就学生による犯罪が大きな社会問題となっているほか、不法就労者等の摘発の際にも、これらの者が被摘発者の半数近くを占める状況になっている。このような状況を踏まえ、平成16年4月期生に係る在留資格認定証明書交付申請及び以後の在留資格変更許可申請等について、経費支弁能力の確実な確認など審査の一層の適正化を図った。また、平成15年10月に不法滞在外国人対策の強化に関する東京都との共同宣言を行い、関係機関相互の情報交換を密にしつつ、実態調査を強化して各種申請に対する審査の更なる適正化を図った。</p> <p>イ 教育機関に対する指導等 一部の教育機関において、学生の選抜に当たって勉学意欲の確認が十分に行われていない、学生の所在やアルバイト先を把握していないため、学業がおろそかになるなど、在籍管理が不十分であるなどの問題が発生したため、平成14年度に引き続き、平成15年度においても、教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局にこれら教育機関の関係者の出頭を求め、選抜方法の改善及び在籍管理の改善・徹底に係る注意・指導を行った。 また、留学生の不法就労問題及び外国人犯罪の現状等を再確認し、もって適正な学校運営の一助として、次代の我が国と諸外国との大きな架け橋になると期待される留学生，就学生の適正な人材育成に役立ててもらうことを目的として、平成15年6月、東京都内に所在する外国人留学生等が在籍する教育機関の関係者を集め、警視庁との共催により、講習会を開催した。</p> <p>ウ 「留学」及び「就学」の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正 平成13年3月30日、日本語学習を目的とする留学生，就学生の入国</p>

に関し、法務大臣が日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業を認定する制度を導入する旨入管法施行規則の一部を改正し、同年5月31日には、財団法人日本語教育振興協会（以下「日振協」という。）を同事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として入国する留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める場合に、日振協の審査結果を参考とすることができるようになったことから、業務の迅速化・効率化が図られたところ、平成15年度においては、日本語学習を目的として入国する留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める告示を5回改正し、「留学」及び「就学」の在留資格に関して、専修学校等において日本語教育を行う教育機関として新たに44校を追加し、平成16年3月31日現在、法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関は427校となった。なお、平成15年度中に3校が廃校となった。

- (2) 「構造改革特区の第二次提案に対する政府の対応方針」等を受けた対応  
ア 夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の基準の特例を認めるための法務省令の整備

「留学」の在留資格に係る上陸許可基準を定めた省令においては、「専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける」ものでないことを上陸許可の基準として規定しているが、特区内で、夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学による徹底した在籍管理がなされる場合には当該上陸許可基準を適用しないこととし、平成15年8月29日、同省令の特例に関する措置等を定める省令を制定し、夜間大学院においても外国人留学生の受入れを可能とした。

- イ 留学生が卒業後に就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認

平成16年2月から、留学生が、大学卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動の許可を行うこととした。

- ウ 夏季休暇期間等を利用して本邦企業等での実務を経験（インターンシップ）する外国人学生の受入れのための法務省告示の改正

夏季休暇期間等を利用して本邦企業等での実務を経験しようとする外国人学生については、「特定活動」の在留資格に係る法務省告示において教育課程の一部として行われることが前提とされていたが、平成16年2月27日、当該告示を改正し、単位取得の対象とならない場合であっても外国の大学の夏季休暇等の期間を利用し、本邦の公私の機関から報酬を受けて3月を超えない期間内に、当該大学が指定する当該機関の業務に従事する活動を行うことを可能とした。

- (3) 英国人ボランティアの受入れのための法務省告示の一部改正

平成15年4月28日、「特定活動」の在留資格に係る法務省告示を改正し、我が国で福祉に係るボランティア活動を行おうとする英国人に係る英国政府に対する口上書の適用を受ける英国人が、我が国において1年を超えない期間、社会福祉法人等に受け入れられてボランティア活動を行うことを可能とした。

- (4) しずおか国際園芸博覧会（パシフィックフローラ2004）開催に係る関係者の円滑な受入れを実現するための法務省告示の一部改正

平成16年4月8日から開催される「パシフィックフローラ2004」の関係者の円滑な受入れを実現するため、平成15年10月24日、「特定活動」の在留資格に係る法務省告示を改正し、開催準備の段階から関係

者の円滑な受入れを可能とした。

## 2. 評価結果

- (1) 留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、在留資格認定証明書交付申請等について、従来の取扱いを改めて審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。また、平成13年度に日振協を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として入国する留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった結果、平成15年度においても、平成14年度と同様、業務の簡素・合理化が図られ、留学生、就学生の各種申請への対応により円滑かつ適正に対応できるようになった。これらの施策を通じ、真に我が国で学ぼうとする留学生、就学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献できたものとする。
- (2) 平成15年度においては、特区における特例措置として、従来は我が国への入国が認められていなかった夜間大学院留学生の受入れを認める特例措置を講じ、学术交流の更なる発展に貢献したと考えられるほか、全国において行う措置として、留学生が卒業後に就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認等の措置を講じることを通じて、習得した知識を我が国で活かそうとする留学生にとって、より魅力的な留学環境を整備した。
- (3) 学術・文化・青少年交流は今後の我が国の国際的発展の大きな力となるものであるとの観点から、今後も留学生、就学生の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた一層幅広く円滑な交流を支援していくこととする。

以上のとおり、達成目標である学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものとするが、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、依然として、受け入れた留学生、就学生の在留の把握や指導が適正になされているとは認められない教育機関が散見されており、関係機関と協力の上、留学生、就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。

見直しの有無	特になし
備考	

## 平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	好ましくない外国人の排除		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。		
	<b>【基準年次：平成 1 2 年 3 月 評価総括年次：平成 1 7 年 3 月】</b>		
	<b>達成目標</b>		
	平成 2 0 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。(注)		
<b>指標 1</b>	我が国における不法滞在者数(推計値)	<b>目標値等</b>	5 年間で不法滞在者数の半減
<b>指標 2</b>	厳格な出入国審査, 強力な摘発, 円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	<b>目標値等</b>	効果的な不法滞在者対策の実施
<p>(注) 基本目標は, 平成 1 2 年 3 月策定の第二次出入国管理基本計画に基づき設定しており, 他方, 達成目標は, 「不法滞在者を, 今後 5 年間で半減させ」ることを目標とした平成 1 5 年 1 2 月の犯罪対策閣僚会議における決定(「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」)に基づき設定しており, それぞれ目標年次が異なる。</p>			
<b>基本的考え方</b>	<p>出入国管理行政の重要な役割の一つは, 外国人の適正な入国・在留を確保することにより, 我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており, 在留資格を有することなく我が国に不法に在留している外国人についてはこれを厳正に排除し, 入管法違反者の減少を図らなければならない。</p> <p>特に, 最近, 我が国において外国人の関与する各種の犯罪が多発しており, また, 入管法違反者の多くは不法就労に従事しており, これらの者を不法就労させる事業主が, 賃金搾取など我が国労働関係法規等を遵守しなかったり, 事業主やブローカーが不法就労者に売春を強要したりするなど人権上の問題を生じさせるケースも見られる。</p> <p>また, 不法残留者数(注)は近年漸減傾向にあるが, 依然としてその数は高水準にあるばかりか, 不法就労期間も長期化傾向にあり, さらに, 我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり, その不法滞行為は, 適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず, 我が国の社会, 経済, 治安等に悪影響を及ぼしている。</p> <p>こうした諸情勢にかんがみ, 出入国管理行政においては, この問題に従前にも増して強力に取り組んでいく必要がある。</p> <p>入国管理局では, 強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため, 不法滞在事犯の取締り(摘発・収容・送還)の強化に必要な要員の確保・充実及び収</p>		

	<p>容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、不法滞在外国人の背後で暗躍・関与が認められるブローカー等を処罰するため、警察機関に不法就労助長罪の積極的な活用を求めるなどし、また、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな入管法違反者の入国を防止するため、最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し、偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどの水際対策を推進し、入国管理体制の強化に努めるなどの施策を講じることとしている。</p> <p>このような施策を通じて不法滞在者数を半減すること（達成目標）により、外国人の不正な入国及び在留を抑止し、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す（基本目標）ことができる。</p> <p>（注）不法残留者数は、我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過後も我が国に滞在している者の数であり、入国管理局において集計している。</p>
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>特になし</p>
<b>測定方法等</b>	<p>1. 測定時期：平成16年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成15年度の政策評価においては、目標達成に向けた施策の実施状況（入管法違反外国人の集中摘発、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施、入国審査時における偽変造文書発見体制の強化等）及び我が国における不法残留者数を指標とした。これらの指標を分析することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。</p> <p>なお、我が国における不法残留者数は結果指標として導入するものであるところ、評価に当たっては、単に数値の増減のみをもって評価を行うものではない。</p>
<b>評価の内容</b>	<p>1.平成15年度に講じた施策（内容及び実施状況）</p> <p>（1）積極的な摘発，円滑な送還の実施等</p> <p>ア 摘発体制の強化</p> <p>東京都新宿区歌舞伎町地区には多数の不法滞在外国人が居住，稼働し，これら外国人による凶悪犯罪も多発しているところ，新宿及びその周辺の繁華街等で居住，稼働している不法滞在者対策を強力かつ集中的に行っていくための拠点として摘発専従型出張所である新宿出張所を新設し，摘発体制を強化した。この結果，新宿出張所においては平成15年4月から同年12月までに不法滞在者等847人を摘発した。</p> <p>また，極めて多くの情報が摘発要請という形で寄せられる中で，全国の6割以上の情報が寄せられる東京入国管理局に調査企画部門を新設し，摘発の前段階として重要な役割を占める提報受理，情報分析，摘発の企画及び関係諸機関との連絡調整を一元的に実施し，質の高い情報分析を行い，当該情報を最大限活かせるような体制整備を行った。さらに，入国管理局ホームページにおいてメールによる不法滞在者に関する情報受付を開始し，情報を提供しやすい環境を整備した。</p> <p>イ 入管法違反外国人の集中摘発の実施等</p> <p>平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」におい</p>

て、不法滞在者が集中する地域での摘発体制の強化や合同摘発の恒常化を図るなどして積極的な摘発を行うとされたほか、同年10月の東京都、警視庁との「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」（以下「共同宣言」という。）において、一部不法滞在者の存在が、多発する外国人組織犯罪の温床となっているとの指摘があり、首都東京においてこれまで以上に積極的に摘発する方針で臨むとされており、平成14年度に引き続き、平成15年9月から10月にかけて、全国から入国警備官を東京入国管理局に応援派遣の上、東京都内を中心に入管法違反外国人の集中摘発を実施した。その結果、事業所、風俗関連店舗及び居宅等345か所を立入調査し、当局の集中摘発としては史上最高の1,643人の入管法違反外国人を摘発した。

また、共同宣言において言及しているように、入管法第65条の積極的な活用により、早期かつ効率的な退去強制手続を進めた。

#### ウ 円滑な送還の実施

摘発、収容、送還は一体の業務であり、いずれかが滞れば不法滞在者のスムーズな排除が困難となる。そこで、計画的かつ積極的な摘発と確実な身柄引取りを行い、迅速かつ円滑な送還を実現するため、東京入国管理局において、退去強制事由に該当するか否かを審査する違反審査要員10人、収容場の処遇業務要員22人、成田空港等への護送等執行業務要員10人を増員し、一層強力な退去強制業務処理体制を構築した。

また、必要に応じて国費送還を実施したほか、旅券を所持しない者等送還のための要件が整わない者についての早期の旅券発給等に関する関係国に対する申入れ、収容余力の確保のための東日本入国管理センターの収容施設の拡充等を行った。

#### (2) 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成15年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じての啓発等の広報活動を行った。

また、平成15年6月には、政府の「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、外国人労働者問題に関する国民の理解の促進が図られているところ、平成14年度に引き続き、警察庁、厚生労働省、法務省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」は、経済4団体に対し、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。

#### (3) 上陸審査時の厳格な対応

##### ア 厳格な上陸審査の実施

不法残留者の大半が在留資格「短期滞在」で入国していることから、各空港の実情に合わせて当該在留資格に係る上陸審査マニュアル等を作成するなどして上陸審査の厳格化を図った。

##### イ 偽変造文書対策の強化

偽変造文書対策を一層強化するため、東京入国管理局成田空港支局偽変造文書対策室等において培われてきた鑑識技術等のノウハウの蓄積、国内外の偽変造文書に関する情報の収集等を目的として、法務省入国管理局総務課出入国情報管理室に文書鑑識係を新設した。

また、偽変造文書発見体制の強化のためには職員の鑑識能力の向上が不可欠であるため、最新の偽変造文書の特徴等に関する研修を実施し、職員の鑑識能力の向上を図った。

さらに、平成15年度においては、名古屋空港及び福岡空港に偽変造文

書対策担当の統括審査官を増設したほか、空港の審査ブース等において入国審査官が旅券等の文書鑑識を行うための小型の機器160台を全国の主要な空・海港に配備し、体制の充実・強化を図った。

(4) 関係国との連携強化等

不法滞在者の取締り強化と未然防止の実効を期するため、国内関係機関との連携を一層推進するとともに、不法滞在者の多く発生する国籍国に対し、出国管理の強化等を協力要請したほか、平成16年2月からはコロンビア人について査証取得勧奨措置が講じられた。

(5) 法整備

不法滞在者対策として、不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を5年から10年に伸長する一方で、自ら当局に出頭した者で一定の要件に該当するものについては、簡易な手続で迅速に出国させるための出国命令制度を新設し、その上陸拒否期間を5年から1年に短縮すること等を行うことにより、不法滞在者の自主的な出頭を促す措置を講じるほか、偽りその他不正の手段により上陸許可を受けるなど本来我が国に入国・在留することのできない外国人に対して意見聴取等を行う等の手続を執った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消すことができる制度を新設し、不法滞在者の一層の減少を実現するための入管法改正法案を平成16年2月27日に国会に提出した。

2. 評価結果

平成15年度は、東京都内を中心とした集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な入国審査の実施など、総合的な不法就労外国人対策を行った結果、毎年新たな不法残留者が発生する中で、平成16年1月1日現在の本邦における不法残留者数は219,418人と、前年同期に比べ1,134人(0.5%)減少し、10年前の平成7年1月1日現在と比べ67,286人(23.5%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものとする。

不法残留者総数の推移

平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067

平成15年	平成16年
220,552	219,418

また、全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、平成15年中に入出国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、昨年より1,066件(41.0%)の大幅な増加となる3,660件であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものとする。

しかしながら、不法残留者数は20万人を超えており、依然として高水準にあるほか、不法滞在外国人による凶悪犯罪などが発生している中で、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。

入国管理局としては、限られた人員でより効果的な取締りの実現を目指し、科学技術を活用した出入国審査、効率的な退去強制手続のための制度の検討、情報管理とその情報の駆使及び関係機関との協力強化等により、一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進していく必要がある。特に、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等を強力かつ着実に遂行し、不法滞在者の大

	幅な減少を実現することが最重要と考えている。
見直しの有無	特になし
備 考	